

コロナ占用特例

- 令和2年6月5日から、直轄国道について、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として沿道飲食店等の路上利用の占用許可基準を緩和する特例措置を導入
- 地方公共団体に対しても、同様の措置の実施検討を依頼する文書を発出
- 占用期間は令和3年3月31日まで（令和2年11月に延長）
- 1月19日現在で、全国の約150の自治体で特例措置の適用事例があり、占用許可件数は全国で約360件



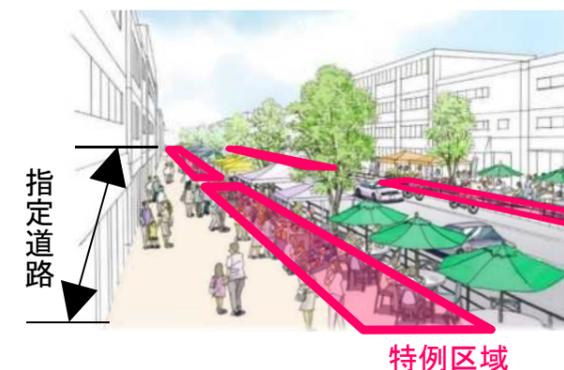
(栃木県宇都宮市より提供)



(岐阜県大垣市より提供)

歩行者利便増進道路（ほこみち）制度（R2.11.25施行）

地域を豊かにする歩行者中心の道路の構築のため、各道路管理者が指定した道路のうち、オープンテラス等の施設を誘導するために指定された特例区域では、道路占用がより柔軟に認められる



<全国初のほこみち指定>

(R3.2.12)

- ・ 御堂筋（大阪市）
- ・ **三宮中央通り（神戸市）**
- ※ コロナ占用特例からの移行
- ・ 大手前通り（姫路市）

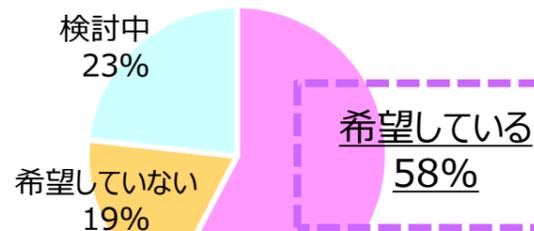


沿道飲食店等の路上利用を継続できるよう、**ほこみち制度への円滑な移行を推進**

コロナ占用特例の今後の展開に関するアンケート結果

- 約6割の事例の占用主体が、R3.4以降もテラス営業等の実施を希望
- そのうち、道路管理者にほこみち制度に移行する意向がある事例は約3割
- 具体的な特例区域の見込みがある事例は、そのうち約半数

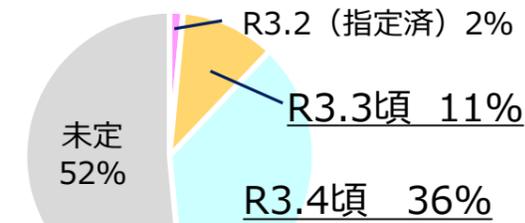
占用主体は、R3.4以降もテラス営業等の実施を希望しているか



道路管理者に、ほこみち制度に移行する意向はあるか



特例区域の指定の見込みは



新型コロナウイルスの状況、ほこみち制度への移行状況等を踏まえ、

- コロナ占用特例の期限を令和3年9月30日まで延長
- 今後も路上利用の取組の希望がある場合には、ほこみち制度への移行が円滑に図られるよう、**全国の道路管理者との連携を強化**